

岩手県告示第255号

景観保全型広告整備地区の指定（平成13年岩手県告示第69号）で指定した屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第16の3第1項の規定に基づく景観保全型広告整備地区を次のとおり変更し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 変更に係る景観保全型広告整備地区の名称 岩手山麓・八幡平周辺地域景観保全型広告整備地区
- （2） 変更後の区域 岩手県景観計画において岩手山麓・八幡平周辺重点地域として定められた区域
- （3） 変更後の基本方針 別紙のとおり
- 2（1） 変更に係る景観保全型広告整備地区の名称 平泉周辺地域景観保全型広告整備地区
- （2） 変更後の区域 別図のとおり
- （3） 変更後の基本方針 別紙のとおり

備考 「別紙」及び「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに関係広域振興局土木部及び土木部土木センター並びに関係市役所及び町村役場に備えておいて縦覧に供する。